

薬局・店舗販売業管理者 各位

令和7年12月22日

一般社団法人岐阜県薬剤師会
会長 棚瀬友啓

要指導医薬品たる緊急避妊薬販売に係る産婦人科医等との連携体制 参加のための「緊急避妊薬販売薬局等名簿」への掲載について

平素は、本会の会務にご理解とご協力をいただき有難うございます。

さて、要指導医薬品たる緊急避妊薬販売に当たっては厚労省の「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」に掲載されるための申告が必要になります。この申告の要件の一つに、産婦人科医等との連携体制の構築が求められています。この連携方法は、以下の2とおりです。

① 個別に薬局と産婦人科医が直接連携する方法。

② 県医師会・県薬剤師会がそれぞれ連携体制に参加する産婦人科医、薬剤師・薬局等の名簿を作成、交換することにより連携体制とする方法。

については、当会におきましても、②の県医師会と県薬剤師会が作成する名簿の交換により連携体制を構築すべく県医師会と調整を進めているところです。

については、当会で作成する「緊急避妊薬販売薬局等名簿」への掲載を希望される薬局、店舗販売業は、下記によりフォームから申し込んでくださるようお願いします。

フォームの記入にあたり、販売にあたって遵守する事項を「確認書」として添付していただきますのでご留意ください。

提出期限はありませんが、とりまとめの都度、名簿を県医師会及び厚生労働省に提出することとされております。なお、令和7年12月24日（水）までに提出いただきますと、厚労省ホームページでの初回の公表となります。なお、当会で取りまとめた名簿は、メールで薬局等へ返信してお知らせいたします。

記

1. 緊急避妊薬販売薬局等名簿への掲載が可能な施設であること

- (1) 岐阜県薬剤師会の会員・非会員は問いません
- (2) 緊急避妊薬(要指導医薬品)を販売しようとする薬剤師・薬局等であること
- (3) 日本薬剤師研修センターの「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」を受講済みの薬剤師が在籍している施設であること

(※e-ラーニングの研修修了番号が必要となります)

2. 「確認書」の作成

以下のURLより「確認書」データを必ずダウンロードして作成し、「名簿掲載の申込フォーム」に添付してください

<https://x.gd/Dr9Ps>

※Web画面上で作成しても保存されません。必ずダウンロードして作成してください



3. 名簿掲載の申込みフォーム

以下のURL又はQRコードより申し込んでください。

<https://forms.gle/U8bWL5X6H6LqCnJi9>



■流れ

- ①名簿掲載可能な施設である→②「確認書」作成→③フォームより名簿登載の申込み

詳細は、岐阜県薬剤師会ホームページにより厚労省の通知等をご確認ください